

○鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）

目次

- 第1章 総則（第1条・第1条の2）
- 第2章 広告物等についての規制（第2条—第7条の4）
- 第3章 監督（第8条—第10条）
- 第4章 屋外広告業の登録等（第10条の2—第10条の18）
- 第5章 屋外広告物審議会（第11条—第16条）
- 第6章 罰則（第17条—第22条）
- 第7章 雑則（第23条—第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制を行うことを目的とする。

（定義）

第1条の2 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

第2章 広告物等についての規制

（禁止）

第2条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- （1）文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条の規定により指定された国宝及び重要文化財並びに鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定により指定された鳥取県指定保護文化財の周囲で、知事が指定する範囲内にある地域
- （2）古墳又は墓地
- （3）道路、鉄道及びこれらに接続する地域で、知事が指定するもの
- （4）東郷池及び湖山池並びにこれらから200メートル以内の地域（知事が指定する地域を除く。）
- （5）空港に接続する200メートル以内の地域で当該空港から展望できる場所

- (6) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた風致地区
- (7) 鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）第8条第2項の規定により定められた景観形成重点区域のうち知事が指定する地域

2 次に掲げる物件に、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋りょう及び高架構造物
- (2) 街路樹及び路傍樹
- (3) 形像及び記念碑
- (4) 信号機、道路標識及び道路上のさく
- (5) 郵便ポスト及び公衆電話ボックス

3 次に掲げる物件に、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示してはならない。

- (1) 電柱、電話柱及び街灯柱
- (2) アーチの支柱及びアーケードの支柱

(制限)

第3条 次に掲げる地域又は場所（前条第1項各号に掲げる地域又は場所を除く。）において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち知事が指定する区域
- (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園の区域
- (3) 道路、鉄道及びこれらに接続する地域で、知事が指定するもの
- (4) 鳥取県景観形成条例第8条第2項の規定により定められた景観形成重点区域のうち知事が指定する地域

2 前項の規定による許可の期間は、2年を超えることができない。

3 知事は、前項に規定するもののほか、第1項の規定による許可に、良好な景観を形成し、若しくは美観風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

(適用の除外)

第3条の2 次に掲げる広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）については、前2条の規定は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示し、又は設置されるもの
- (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法律の定めるところにより行う選挙運

動のために表示し、又は設置されるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上、慣例上その他の理由によりやむを得ないと認められるもので規則で定めるもの

2 次に掲げる広告物等については、第2条第1項及び前条の規定は、適用しない。

(1) 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の居所又は事業所若しくは営業所に表示し、又は設置されるもので規則で定める基準に適合するもの

(2) 自己の管理する土地に管理上の必要に基づき表示し、又は設置されるもので規則で定める基準に適合するもの

(3) はり紙又ははり札等で規則で定める基準に適合するもの

(4) 一時的又は仮設的なもので規則で定める基準に適合するもの

(5) 前各号に掲げるものに準ずるもので規則で定めるもの

3 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標、自己の事業若しくは営業の内容若しくは自己の居所若しくは事業所若しくは営業所の位置(別表において「自己の氏名等」という。)を表示するための広告物又はこれを掲出する物件(前項第1号に掲げるものを除く。)のうち知事の許可を受けたものについては、第2条第1項の規定は、適用しない。

4 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(許可の内容の変更)

第4条 第3条第1項又は前条第3項の規定により許可を受けた者は、広告物の表示場所又は形状、色彩、意匠その他表示の方法を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。掲出物件の設置場所又は設置方法を変更しようとするときもまた同様とする。

2 第3条第3項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(許可の基準)

第5条 第3条第1項、第3条の2第3項及び前条第1項の許可の基準は、規則で定める。

(許可証票のちょう付)

第6条 第3条第1項、第3条の2第3項又は第4条第1項の規定により許可を受けた者は、当該広告物等に、知事が交付する許可証票をちょう付しなければならない。ただし、知事が許可の表示をしたものについては、この限りでない。

(告示)

第7条 知事は、第2条第1項第1号、第3号、第4号若しくは第7号若しくは第3条第1

項第1号、第3号若しくは第4号の規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは廃止するときは、その旨を告示するものとする。

(管理義務)

第7条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、当該広告物等を、良好な景観の形成を妨げ、美観風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないよう管理しなければならない。

(広告物等の表示の方法等の基準)

第7条の3 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法及び掲出物件の形状その他設置の方法並びにこれらの維持の方法について別表で定める基準に従い、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又は管理しなければならない。

(除却義務)

第7条の4 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、この条例の規定による許可の期間が満了したとき、又は第9条の2の規定により許可が取り消されたときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。第10条に規定する期間が経過した場合も、同様とする。

2 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、この条例の規定による許可の期間内であっても、当該広告物の表示又は当該掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。

3 この条例の規定による許可に係る広告物等を除却した者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

第3章 監督

(違反等に対する措置)

第8条 知事は、第2条、第3条第1項、第4条第1項、第7条の3若しくは前条第1項若しくは第2項の規定若しくは第3条第3項（第3条の2第4項又は第4条第2項において準用する場合を含む。第9条の2において同じ。）の規定により許可に付した条件（以下この項において「条件」という。）に違反した広告物を表示し、若しくはこれらの規定若しくは条件に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 知事は、広告物等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告物等を設置し、又は管理する者に対し、これらの改修、移転、除却その他の必要な措置を命ずることができる。

(1) 汚染、変色等により美観風致を害し、又は害するおそれがあると認められるに至ったとき。

(2) 朽廃、破損等により公衆に対して危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき。

第9条 知事は、前条の規定により掲出物件の除却を命じようとする場合において、当該掲出物件を設置し、又はこれを管理する者を過失がなく確知することができないときは、30日以上期間を定めて、これを除却すべき旨及びその期間に除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

(許可の取消し)

第9条の2 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 第3条第3項の規定により許可に付した条件に違反したとき。

(2) 第4条第1項の規定に違反したとき。

(3) 第8条の規定による命令に違反したとき。

(4) 不正な手段により許可を受けたとき。

(立入検査等)

第9条の3 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(広告物等を保管した場合の公示事項)

第9条の4 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

(2) 保管した広告物等の放置されていた場所及びその広告物等を除却した日時

(3) その広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要と認められる事

項

(広告物等を保管した場合の公示の方法)

第9条の5 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日以後同日から起算して14日（法第8条第3項第1号に規定する広告物にあつては、5日）を経過する日までの間、規則で定める場所に掲示すること。

(2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物等について、前号の公示の期間が満了しても、なおその広告物等の所有者、占有者その他当該広告物について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、前条各号に掲げる事項を告示すること。

2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるものとする。

(広告物等の価額の評価方法)

第9条の6 法第8条第3項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間及び損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第9条の7 法第8条第3項の規定による保管した広告物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物等については、随意契約により売却することができる。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第9条の8 法第8条第3項各号で定める期間は、次のとおりとする。

(1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物等 2日

(2) 特に貴重な広告物等 3月

(3) 前2号に掲げる広告物等以外の広告物等 2週間

(経過措置)

第10条 一の地域若しくは場所又は物件が第2条に規定する地域若しくは場所又は物件（以下「禁止地域等」という。）となった際、現に適法に表示され、又は設置されていた広告物等については、禁止地域等となった日から6月間（第3条第1項又は第4条第1項の規定により許可を受けていた広告物等については、当該許可期間）は、同条の規定は適用し

ない。

- 2 一の地域又は場所が第3条第1項に規定する地域又は場所(以下「制限地域等」という。)となった際、現に表示され、又は設置されていた広告物等については、制限地域等となった日から6月間は、同項の規定は適用しない。その期間内に同項の規定による許可を申請した場合において、その申請について制限地域等となった日から6月経過後に許可又は不許可の処分があるまでの間も同様とする。

第4章 屋外広告業の登録等

(屋外広告業の登録)

第10条の2 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、5年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
- 4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分が行われなるときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分が行われるまでの間は、なおその効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録が行われたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第10条の3 前条第1項又は第3項の規定による登録(以下「登録」という。)を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
 - (2) 県内において営業を行う営業所の名称及び所在地
 - (3) 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名
 - (4) 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者及び役員の名)
 - (5) 第2号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及びその所属する営業所の名称
- 2 前項の申請書には、登録申請者が第10条の5第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第10条の4 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録するものとする。

- (1) 前条第1項各号に掲げる事項
- (2) 登録年月日及び登録番号

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知するものとする。

(登録の拒否)

第10条の5 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第10条の3の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。

- (1) 第10条の15第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 登録を受けて屋外広告業を営む者（以下「屋外広告業者」という。）で法人であるものが、第10条の15第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内に当該屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 第10条の15第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその構成員（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等の利益につながる活動を行い、若しくは暴力団等と密接な関係を有する者
- (6) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (7) 法人でその役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
- (8) 第10条の3第1項第2号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その

旨を登録申請者に通知するものとする。

(登録事項の変更の届出)

第10条の6 屋外広告業者は、第10条の3第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録するものとする。ただし、当該届出が第10条の3第1項第3号から第5号までに掲げる事項の変更に係るものである場合において、当該変更後に当該屋外広告業者が前条第1項各号のいずれかに該当することとなるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により知事に提出する届出書には、同項の規定による届出に係る事項が前条第1項各号のいずれにも該当しないものであることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第10条の7 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供するものとする。

(廃業等の届出)

第10条の8 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日（第1号の場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 その法人の代表者であった者

(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

(4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

(5) 県内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人の代表者

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第10条の9 知事は、前条第2項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は第10条の15第1項の規定により登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消するものとする。

(講習会)

第10条の10 知事は、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させること

を目的とする講習会を行わなければならない。

- 2 前項の講習会において講習を受けようとする者は、受講手数料を納付しなければならない。
- 3 前項の受講手数料の額は、4,400円とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、第1項の講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

(業務主任者の選任等)

第10条の11 屋外広告業者は、第10条の3第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

- (1) 法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- (2) 前条第1項の講習会の課程を修了した者
- (3) 他の都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市が行う法第10条第2項第3号ロの講習会の課程を修了した者
- (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第20条に規定する公共職業訓練若しくは同法第24条第3項に規定する認定職業訓練で広告美術科に係るものを修了した者、同法第28条第1項の職業訓練指導員の免許で広告美術科に係るものを受けた者又は同法第44条第1項の技能検定で広告美術仕上げに係るものに合格した者
- (5) 知事が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関する業務を行うものとする。

- (1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。
- (3) 第10条の13に規定する帳簿の記載に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、屋外広告業の業務の適正な実施の確保に関すること。

(標識の掲示)

第10条の12 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第10条の13 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第10条の14 知事は、県内で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(登録の取消し等)

第10条の15 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。
- (2) 第10条の5第1項第2号又は第4号から第8号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第10条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 知事は、前項の規定により登録を取り消し、又は営業の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を屋外広告業者に通知するものとする。

(監督処分簿の備付け等)

第10条の16 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを一般の閲覧に供するものとする。

2 知事は、前条第1項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載するものとする。

(報告及び検査)

第10条の17 知事は、特に必要があると認めるときは、県内で屋外広告業を営む者に対し、その営業につき、必要な報告を求め、又はその命じた者に営業所その他その営業に関係のある場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(登録手数料)

第10条の18 登録申請者は、1件につき1万円の手数料を納めなければならない。

第5章 屋外広告物審議会

(設置及び所掌事務)

第11条 知事の諮問に応じて広告物に関する重要事項を調査審議させるため、鳥取県屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項について、知事に建議することができる。

(組織)

第12条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、知事が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者 8人

(2) 商工会議所関係者 2人

(3) 広告業者 3人

(4) 関係行政機関の職員 2人

(任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第14条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第15条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営に関する細則)

第16条 この章に規定するものを除くほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

第6章 罰則

(罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条の2第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けずに屋外広告業を営んだ者

(2) 不正の手段により第10条の2第1項又は第3項の登録を受けた者

(3) 第10条の15第1項の規定による営業の停止の命令に違反して屋外広告業を営んだ者

第18条 第8条第1項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第2条又は第3条第1項の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者

(2) 第4条第1項の規定に違反して広告物の表示場所若しくは表示の方法を変更し、又は掲出物件の設置場所若しくは設置方法を変更した者

(3) 第7条の4第1項の規定に違反して広告物等を除却しなかった者

(4) 第8条第2項の規定による命令に違反した者

(5) 第10条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(6) 第10条の11第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条の3第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をした者、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(2) 第10条の17第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第17条から前条までに規定する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第10条の8第1項の規定による届出を怠った者
- (2) 第10条の12の規定による標識を掲げない者
- (3) 第10条の13の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

第7章 雑則

(景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等)

第23条 法第28条の規定に基づき、法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定による条例の制定及び改廃に関する事務は、鳥取市及び倉吉市が処理することとする。

2 鳥取市及び倉吉市の区域については、第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(経過措置)

第24条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、その規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第7条の3関係）

広告物等の表示の方法等の基準

- 1 広告物等（当該広告物等に付随して設置される支柱、照明その他の設備を含む。以下同じ。）が倒壊、剥離、破損、落下又は傾斜をする蓋然性の高いものでないこと。
- 2 広告物等が道路の路面上に突き出して設置される場合には、次に掲げる基準に該当するものであること。ただし、自己の氏名等を表示するための広告物等について、知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
 - （1）路面から広告物等の下端までの高さが、歩道と車道の区別のない道路及び道路の車道の部分にあつては4.7メートル以上、道路の歩道の部分にあつては2.5メートル以上であること。
 - （2）突き出し部の長さが0.6メートル（道路の歩道の部分に突き出す広告物等で路面から広告物の下端までの高さが4.7メートル以上であり、かつ、建築物の構造、外観等を勘案して美観風致上及び危害防止上支障がないと認められる場合は、1.2メートル）以下であること。
- 3 広告物等が信号機又は道路標識の効用を妨げないこと。
- 4 広告物の上端の位置が地上から10メートルを超え、かつ、表示面積が30平方メートルを超える広告物については、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、第3条第1項に規定する地域又は場所のうち規則で定める地域又は場所にあつては、この限りでない。
 - （1）1面の表示面積の2分の1を超えて、規則で定める彩度以上の色を使用しないこと。
 - （2）広告物に照明、ネオンその他人工の光源を用いる場合には、これらを移動させ、点滅させ、又は回転させないこと。
- 5 その他規則で定める事項を遵守すること。

○鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）

（趣旨）

第1条 この規則は、鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（制限地域等の区分）

第2条 条例第3条第1項に規定する地域又は場所（以下「制限地域等」という。）は、次の表に掲げる地域又は場所に区分するものとする。

区分	地域又は場所
第1種制限地域	制限地域等のうち第2種制限地域以外の区域
第2種制限地域	制限地域等のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域に定められた区域

（経過措置）

第3条 制限地域等において第2種制限地域が第1種制限地域となった際、現に適法に表示され、又は設置されていた広告物又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）についての次条の基準の適用については、なお従前の例による。ただし、当該広告物の表示場所若しくは形状、色彩、意匠その他表示の方法を変更しようとするとき、又は当該掲出物件の設置場所若しくは設置方法を変更しようとするときは、この限りでない。

（許可の基準）

第4条 条例第5条に規定する許可の基準は、条例別表に定める基準に加えて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

（1） 条例第3条第1項及び第4条第1項の規定による許可 別表第1に定める基準又は次のいずれにも該当するもので知事が鳥取県屋外広告物審議会の意見を聴いて別に定めるものであること。

ア 広告物等（広告物又は掲出物件をいう。以下同じ。）を表示し、又は設置することが公益の増進に寄与すること。

イ 良好な景観又は風致の維持に配慮されていること。

（2） 条例第3条の2第3項の規定による許可 別表第1の2に定める基準

2 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標、自己の事業若しくは営業の内容又は自己の居所若しくは事業所若しくは営業所の位置（別表第1の2において「自己の氏名等」と

いう。)を表示するための広告物等(野立てであって、別表第1の第1号アに掲げる基準に適合しないものに限る。)を表示し、又は設置しようとする場合における条例第3条第1項及び第4条第1項の規定による許可の基準は、前項の規定にかかわらず、条例別表に定める基準に加えて、別表第1の2に定める基準又は前項第1号ア及びイのいずれにも該当するもので知事が鳥取県屋外広告物審議会の意見を聴いて別に定めるものであることとする。

(適用除外の基準等)

第5条 条例第3条の2第1項第3号に規定する公益上、慣例上その他の理由によりやむを得ないと認められるもので規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 国の機関、地方公共団体又は公共的団体がその事務執行のために表示し、又は設置するもので別表第1に定める基準(同表の第1号ア及びイに掲げる基準を除く。)に適合するもの
- (2) 季節的行事又は宗教的行事のために表示し、又は設置するもの
- (3) 街灯を設置し、又はその経費を負担する者が当該街灯に自己の氏名若しくは名称又は商品名を表示するもので別表第2の基準に適合するもの

2 条例第3条の2第2項第1号及び第2号に規定する規則で定める基準は、別表第3のとおりとする。

3 条例第3条の2第2項第3号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) はり紙にあっては、その面積が0.13平方メートル以下であること。
- (2) はり札等にあっては、その面積が0.10平方メートル以下であること。

4 条例第3条の2第2項第4号に規定する規則で定める基準は、広告物の表示期間又は掲出物件の設置期間が10日以内のものとする。

5 条例第3条の2第2項第5号に規定する規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示し、又は設置されるもの
- (2) 人若しくは動物又は現に運行の用に供されている車両、船舶等に表示し、又は設置されるもの

(身分証明書)

第6条 条例第9条の3第2項及び第10条の17第2項の証明書は、様式第1号によるものとする。

(広告物等を保管した場合の公示の場所等)

第7条 条例第9条の5第1項第1号及び第2項の規則で定める場所は、当該広告物等を保

管する者の事務所とする。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第8条 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第3項の規定による保管した広告物及び掲出物件の売却については、同法及び条例で定めるもののほか、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の規定を準用する。

(屋外広告業登録申請書)

第9条 条例第10条の3第1項の申請書は、様式第2号によるものとする。

2 条例第10条の3第2項の誓約する書面は、様式第3号によるものとする。

3 条例第10条の3第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 登録申請者が個人である場合にあつては、登録申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書

(2) 登録申請者が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書及びその役員
の略歴書

(3) 登録申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の前2号に掲げる書
類

(4) 業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び当該業務主任者が条例第10条
の11第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

(5) その他知事が必要と認める書類

4 前項第1号及び第2号の略歴書は、様式第4号によるものとする。

5 第3項の規定にかかわらず、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条
例第42号）第2条第16号の規定により登録申請者（未成年者にあつては、その法定代理人
を含む。）又は業務主任者に係る本人確認情報等を利用できるときは、住民票の抄本又は
これに代わる書面を添付することを要しない。

(屋外広告業登録事項変更届出書)

第10条 条例第10条の6第1項の規定による届出は、様式第5号による届出書により行うも
のとする。

2 条例第10条の6第3項の誓約する書面は、様式第3号によるものとする。

3 条例第10条の6第3項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ
当該各号に定める書類その他知事が必要と認める書類とする。

(1) 条例第10条の3第1項第1号に掲げる事項の変更 次に掲げる区分に応じ、それぞ
れに定める書面

ア 変更の届出をする者が個人である場合 当該変更後の住民票の抄本又はこれに代わる書面

イ 変更の届出をする者が法人である場合 当該変更後の登記事項証明書

(2) 条例第10条の3第1項第2号に掲げる事項の変更（商業登記簿（商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条の商業登記簿をいう。）の変更を必要とする場合に限る。）当該変更後の登記事項証明書

(3) 条例第10条の3第1項第3号に掲げる事項の変更 当該変更後の前条第3項第2号に掲げる書類

(4) 条例第10条の3第1項第4号に掲げる事項の変更 当該変更後の法定代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書（法定代理人が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書及びその役員の略歴書）

(5) 条例第10条の3第1項第5号に掲げる事項の変更 当該変更後の前条第3項第3号に掲げる書面

4 前項第4号の略歴書は、様式第4号によるものとする。

5 第3項の規定にかかわらず、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例第2条第16号の規定により変更の届出をする者（未成年者にあっては、その法定代理人を含む。）若しくはその役員又は業務主任者に係る本人確認情報等を利用できるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面を添付することを要しない。

（屋外広告業廃業等届出書）

第11条 条例第10条の8第1項の規定による届出は、様式第6号による届出書により行うものとする。

（講習会の開催）

第12条 条例第10条の10第1項に規定する講習会（以下「講習会」という。）は、毎年1回以上開催する。

2 知事は、講習会の開催の期日及び場所その他講習会の開催に関し必要な事項をあらかじめ公告しなければならない。

（講習の課程）

第13条 講習会における講習の課程は、次に掲げるとおりとする。

(1) 広告物に関する法令

(2) 広告物の表示の方法に関する事項

(3) 広告物の施工に関する事項

2 次の各号のいずれかに該当する者については、その申請により、前項第3号に掲げる講習の課程を免除する。

(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者

(2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号から第3号までに掲げる第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者

(4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第20条に規定する公共職業訓練若しくは同法第24条第3項に規定する認定職業訓練で帆布製品製造科に係るものを修了した者又は同法第28条第1項に規定する職業訓練指導員の免許で帆布製品製造科に係るものを受けた者

3 前項の規定による講習の課程の免除を受けようとする者は、次条の受講申込書に同項各号のいずれかに該当することを証明する書類を添付しなければならない。

(受講の申込み)

第14条 講習会において講習を受けようとする者は、様式第7号による受講申込書を知事に提出しなければならない。

(講習会修了証書の交付)

第15条 知事は、講習会において講習を受けた者がその課程を修了したときは、その者に様式第8号による修了証書を交付しなければならない。

(講習会修了者と同等以上の知識を有する者の認定)

第16条 条例第10条の11第1項第5号の規定による認定は、広告物の表示又は掲出物件の設置の責任者として5年以上の経験を有し、かつ、過去5年間にわたり広告物に関する法令に違反することがなかった者について行うものとする。

2 条例第10条の11第1項第5号の規定による認定を受けようとする者は、様式第9号による認定申請書に、前項に規定する経験を有することを証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の認定申請書を提出した者が第1項に規定する要件に該当すると認めるときは、その者に様式第10号による認定書を交付しなければならない。

(屋外広告業者の標識)

第17条 条例第10条の12の規定による標識の掲示は、様式第11号による標識により行うもの

とする。

2 条例第10条の12の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 代表者の氏名（屋外広告業者が法人である場合に限る。）
- (2) 登録年月日
- (3) 登録の有効期間
- (4) 業務主任者の氏名

(屋外広告業者の帳簿)

第18条 条例第10条の13の規定による帳簿の備付け等は、屋外広告業者が、次に掲げる広告物等を表示し、又は設置する都度、当該広告物等1件ごとに様式第12号による帳票を作成し、少なくとも過去5年間に表示し、又は設置した広告物等に係る当該帳票を一括して編集した帳簿により行うものとする。

- (1) 条例第5条に規定する許可に係る広告物等
- (2) 条例別表の2の規定による道路の路面上に突き出して設置される広告物等
- (3) 条例別表の4の規定による上端の位置が地上から10メートルを超え、かつ、表示面積が30平方メートルを超える広告物

2 条例第10条の13の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 注文者の氏名又は名称及び住所
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- (3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- (4) 表示した広告物の内容
- (5) 広告物の表示又は掲出物件の設置の年月日

(屋外広告業者監督処分簿)

第19条 条例第10条の16第1項の規定による屋外広告業者監督処分簿の備付け等は、条例第10条の15第1項の規定による処分1件ごとに帳票を作成し、少なくとも過去5年間に行った処分に係る当該帳票を一括して編集した帳簿を鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課で閲覧に供することにより行うものとする。

2 条例第10条の16第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 処分を受けた屋外広告業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 処分を受けた屋外広告業者の登録年月日及び登録番号
- (3) 処分に係る営業所の名称及び所在地

- (4) 処分の根拠となる法令の規定
- (5) 処分の原因となった事実
- (6) その他参考となる事項

(大型広告物の表示方法規制の適用除外地域等)

第20条 条例別表の4ただし書の規則で定める地域又は場所は、第2種制限地域とする。

2 条例別表の4の(1)の規則で定める彩度は、日本工業規格のZ8721(色の表示方法—三属性による表示)に規定する彩度8とする。

別表第1(第4条、第5条関係)

広告物の表示等の許可基準

- 1 野立ての広告物又は広告物を掲出する物件(以下「広告物等」という。)
 - ア 広告物等の表示場所又は設置場所が条例第3条第1項第3号の規定による指定に係る道路又は鉄道から原則として100メートル(当該道路又は鉄道から500メートル以内の地域が制限地域等とされている地域にあつては、200メートル)以上離れているものであること。ただし、知事が指定する家屋連担区域については、この限りでない。
 - イ 他の野立ての広告物等から100メートル以上離れているものであること。ただし、知事が指定する家屋連担区域については、この限りでない。
 - ウ 1面の表示面積が30平方メートル以下であること。
 - エ 高さが地面から10メートル(第2種制限地域にあつては、20メートル)以下であること。
- 2 建築物、へい又は垣を利用する広告物等
 - ア 屋上を利用するもの
 - (1) 1建築物につき1個であること。
 - (2) 高さが、地面から広告物等を設置する場所までの高さの2分の1(第2種制限地域にあつては、3分の2)以下であり、かつ、10メートル(第2種制限地域にあつては、20メートル)以下であること。
 - (3) 表示面積が、120平方メートル以下であること。
 - イ 壁面、へい又は垣を利用するもの
表示面積が30平方メートル以下であること。
- 3 立看板等

- (1) 表示面積が2平方メートル以下であること。
- (2) 脚部を除く部分の大きさが縦2メートル以下、横1メートル以下であること。
- (3) 脚部の高さが0.5メートル以下であること。

4 電柱を利用する広告板

- (1) 大きさが縦1.5メートル、横0.5メートル又は縦1.2メートル、横0.4メートルであること。
- (2) 電柱に巻き付ける広告板は、地上1.5メートルから3.5メートルまでの範囲内に表示すること。
- (3) 電柱に添加する広告板は、突き出し部分の長さが0.6メートル以下であること。
- (4) 電柱に添加する広告板は、道路の中心線に直角に設置するものであること。
- (5) 道路敷以外にある電柱に添加する場合には、地面から広告板の下端までの高さが2.5メートル以上であること。
- (6) 電柱1本につき1個であること。
- (7) 電柱に直接塗布するものでないこと。

5 街灯柱を利用する広告板

- (1) 街灯柱に巻き付け、又は直接塗布するものでないこと。
- (2) 大きさが縦1.5メートル以下、横0.5メートル以下であること。
- (3) 突き出し部分の長さが0.6メートル以下であること。
- (4) 街灯柱1本につき1個であること。

5の2 バス停留所標識を利用する広告板

- (1) 時刻表の表示板の下端に表示するものであること。
- (2) 表示面積が0.2平方メートル以下のものであること。

6 広告柱

- (1) 高さが2メートル以下であること。
- (2) 柱の幅又は直径が0.2メートル以下であること。

7 アーケードに添加する広告物

- (1) アーケードの上部に設置するものでないこと。
- (2) 原則として、1商品につき1個であること。
- (3) 同一商店街においては規格を統一したものであり、その大きさは、縦が0.5メートル以下、横がアーケードの梁間の2分の1以下であること。

8 広告幕

ア 横断幕

- (1) 地面から横断幕の下端までの高さが5メートル以上であること。
- (2) 大きさが縦1メートル以下、横15メートル以下であること。

イ 垂れ幕

- (1) 禁止地域等又は第1種制限地域にあつては、大きさが縦20メートル以下、横1メートル以下であること。
- (2) 第2種制限地域にあつては、大きさが縦20メートル以下、横1.8メートル以下であること。

ウ 旗及びのぼり

- (1) 大きさが縦3メートル以下、横1メートル以下であること。
- (2) 地面から旗又はのぼりの布等の表示する部分の下端までの高さが1.5メートル以上であり、かつ、上端までの高さが5メートル以下であること。

9 アーチ

アーチの厚さが1.5メートル以下であること。

10 気球広告

気球につり下げる広告物は、ネットを用いて取り付けるものであること。

11 はり紙

表示面積が1.5平方メートル以下であること。

12 その他の広告物等

その他の広告物等については、前各号の基準との均衡を考慮し、知事はその都度定めるところによること。

別表第1の2（第4条関係）

案内誘導広告物等の許可基準

- 1 条例第2条第1項第3号又は条例第3条第1項第3号の規定による指定に係る道路又は鉄道から原則として1キロメートル以内に自己の居所又は事業所若しくは営業所がある者の自己の氏名等を表示するための広告物等であること。
- 2 表示面積が、1面0.5平方メートル以下、合計1平方メートル以下であること。ただし、1個の広告物等に複数の者が表示する場合にあっては、それぞれの者につき、表示面積が1面0.75平方メートル以下、合計1.5平方メートル以下であり、かつ、当該広告物等の表示面積が1面10平方メートル以下、合計20平方メートル以下であること。
- 3 高さが地面から3メートル以下であること。ただし、平年において積雪の深さが3メートル以上となることがあると認められる地域にあっては、この限りでない。
- 4 当該広告物等を表示し、又は設置することにより、条例第2条第1項に規定する地域又は場所における同一の居所又は事業所若しくは営業所に係る広告物等が原則として3個以上になるものでないこと。
- 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る表示をするための広告物等でないこと。

別表第2（第5条関係）

街灯に表示する広告物の基準

- 1 街灯柱に巻き付け、又は直接塗布するものでないこと。
- 2 大きさが縦1.1メートル以下、横0.3メートル以下であること。
- 3 突き出し部分の長さが0.4メートル以下であること。
- 4 道路の中心線に直角に設置するものであること。
- 5 地面から広告板の下端までの高さが4.7メートル以上であること。
- 6 街灯柱1本につき1個であること。

別表第3（第5条関係）

適用除外の基準

- 1 条例第3条の2第2項第1号の基準
表示面積が10平方メートル以下であること。ただし、知事が別に定める地域にあっては、知事が別に定める基準に適合するものであること。

2 条例第3条の2第2項第2号の基準

- (1) 表示面積が1.5平方メートル以下であること。
- (2) 高さが地面から1.5メートル以下であること